

フードカード電子マネー利用終了及び払戻しのお知らせ

当社は、令和7年3月31日（月）をもってフードカードの利用を終了することとなりました。

これに伴い、資金決済法第20条1項に基づいて、フードカード電子マネーの払戻し手続を実施します。

手続の要領は以下のとおりです。



○対象となる前払式支払手段 フードカード

○利用終了日 令和7年3月31日（月）

○払戻しの申出期間 令和7年4月1日（火）から令和7年6月30日（月）まで
（土日祝日を除く、午前10時から午後5時まで）

○申出の方法、精算・払戻しの方法

払戻し期間内に次の場所にフードカードをお持ちください。

カード番号により電子マネー残高照会し、即日現金にて払戻しをいたします。

〒728-0021 広島県三次市三次町1535-1

三次フードセンター株式会社三次店（みんなの産直スーパーyotte-ne）

電話番号 0824-62-3205

※生鮮市場ベジタ、フードオアシスみよし では払戻しは行いません。

○上記期間内に申出をされないと払戻し手続から除斥されますのでご注意ください。

○払戻しに関するお問合せ先

〒728-0017 広島県三次市南畑敷町484番地

三次フードセンター株式会社本部（担当：松田・山崎）

電話番号 0824-63-5301

なお、新規の現金チャージについては令和7年2月28日（金）をもって停止させていただきます。ご了承ください。

< ご案内 >

三次フードセンター株式会社「みんなの産直スーパーyotte-ne」は2月20日(木)をもちまして閉店しますが、その後は、当社本部事務所として使用します。

既にご案内しているとおり、電子マネーの払戻しを希望される方は4月1日以降、三次フードセンター株式会社「みんなの産直スーパーyotte-ne」(三次店)にフードカードをお持ちください。